

湖南広域行政組合運営指針
－実施計画－

第12次消防計画

令和 5 (2023) 年度～令和 9 (2027) 年度



湖南広域消防局

『安心・未来への再始動』

湖南広域消防局管内は、公共交通機関の発展と道路網の整備が相まって、人口増加の一途を辿ってきており、この傾向は今しばらく続く見通しです。

今、この街の 50 年、100 年先の未来を見据えたとき、この街に暮らす人々が、新しく生まれる^{いのち}生命とともに、安全で安心した暮らしを継続できることが、この街のさらなる発展につながるものと考えます。

昭和 45 年に滋賀県初の広域消防組合として発足してから半世紀が経過した今、消防の活動範囲は大きく変化しました。

1995 年（平成 7 年）の阪神淡路大震災を契機に創設された、緊急消防援助隊として全国へ。さらに、日本国外で発生した大規模災害に派遣される国際緊急援助隊として世界へ。

このように活動範囲は拡大するものの、我々の使命は、この街の将来を担う人々の「今」を全力で守り、そして未来に安心をつなげることと確信しています。

これまでの足跡をひとつずつ確認しながら、次への一歩として、第 1 2 次消防計画をスタートします。

令和 5 年 4 月

湖南広域消防局

目次

第1章 基本的事項

1	計画策定の趣旨	1 ページ
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画の見直し	1
5	消防安全指数	2
6	施策体系	6
7	施策目標とアクションプラン	7

第2章 将来像の実現に向けた施策目標とアクションプラン

施策目標 1

『消防組織の充実強化』

アクションプラン



①	消防広報広聴機能の充実強化	8 ページ
②	消防施設及び活動体制の基盤整備	9
③	消防各部門に適応した人材の育成及び活用	12

施策目標 2

『火災予防体制の充実強化』

アクションプラン



④	未来を担う子どもたちへの防火防災教育の強化	13
⑤	建物や危険物施設における安全性の向上	14
⑥	火災調査技術の向上による予防啓発の推進	15

施策目標 3

『地域防災体制の強化』

アクションプラン



⑦	自助・共助の強化に向けた防火防災指導の推進	16
⑧	地域と連携した防火防災体制の強化	17

施策目標 4

『消防・救急・指令体制の強化』

アクションプラン



⑨	大規模災害対策の推進	18
⑩	多様化する災害への対応力強化	19
⑪	病院前救護活動の充実と更なる発展	20
⑫	市民とつくる強固な救命の連鎖	21
⑬	消防救急デジタル無線システムと高機能消防指令システムの安定稼働及び更新整備に向けた検討	22

第 1 章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

今日まで当消防局では、第 3 次までの湖南広域行政組合総合計画を受け、実施計画となる第 11 次消防計画までの策定・運用を通し、住民参加もいただきながら、湖南地域管内の消防分野における各種施策を展開し、市民の安心・安全・快適な暮らしに寄与できるよう努めてきました。

平成 10 年に 3 組合が統合後、順次、消防庁舎の更新整備を進めてきましたが、当初に建設された東消防署出張所は既に 20 年が経過し、各庁舎それぞれに老朽化に伴う修繕が発生していることから、維持管理の徹底による長寿命化を図る必要があります。

今般の超高齢・人口減少社会の進展による社会保障関係経費の増大により、地方財政は大変厳しい状況にあります。近年の異常気象や都市化に伴い複雑多様化する災害、地震、更には新たな感染症への対応など多様な社会的脅威や市民の危機に対し、その生命、身体、財産を守る消防機関がその職責を果たすためには、消防職員の安全に配慮しつつ、様々な災害に対応できる職員を確保するとともに、各種装備の充実や拠点となる消防庁舎等の整備を進めなければなりません。

また、管内では「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の 5 か年対策プログラム」として、栗東水口道路 I 及び野洲栗東バイパスが令和 7 年秋に開通の見通しであり、今後も益々、物流の効率化とともに人や車の流れが加速するものと予測されます。

第 12 次消防計画については、これらの課題解決を目標とし、市民の利益を最優先とした当消防局の施策と取組みを具体的に示すため策定したものです。

2 計画の位置付け

湖南広域行政組合運営指針で示す将来像を達成するための、消防分野における実施計画として位置付けています。

3 計画の期間

令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 ヶ年とします。

4 計画の見直し

本計画は、消防局の消防防災体制を取り巻く環境の変化や様々な課題に対し柔軟に対応するため、計画の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合には計画の見直しを行います。

消防組織法 ※抜粋

(消防の任務)

第 1 条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

本消防計画では、第 11 次消防計画で設定していた項目から一部内容を変更し、下記の 7 項目を設定するものとします。

なお、消防安全指数の各項目は、消防組織法第 1 条「消防の任務」の達成状況を計るバロメーターとして、全国及び滋賀県における数値が公表されている項目を中心に管内市民の安心・安全を推し量る指標となるものを選定したもので、当消防局の現状を知ることにより、今後、重点を置くべき施策の判断指標とするものです。

施策目標	消防安全指数	湖南広域消防局	全 国 平均値	滋賀県 平均値
1, 2, 3, 4	火災による死者数	0.6 人/10 万人	1.1 人/10 万人	0.7 人/10 万人
1, 2, 3, 4	出火率	2.5 件/万人	2.8 件/万人	2.6 件/万人
1, 4	消防車の現場到着時間	7 分 49 秒	—	—
1, 4	救急車の現場到着時間	7 分 54 秒	9 分 24 秒	8 分 54 秒
1, 4	救急車の病院到着時間	29 分 18 秒	42 分 48 秒	35 分 18 秒
1, 4	救命率	32.0%	11.1%	15.9%
2	重大な消防法令違反対象物 是正率	77.8%	44.4%	—

※ 全国平均値及び滋賀県平均値が公表されていない項目及び統計されていない項目については、—としています。

※ 湖南広域消防局、全国平均値及び滋賀県平均値は、令和 3 年の数値を記載しています。

資料


 数値目標・資料編
P 20～25

火災による死者数

【人口10万人当たりの火災による死者数】

火災による死者数は、平成21年以降全国的に減少傾向にあり、10年前より約20%減少しています。

しかしながら、全国の火災による死者数を年齢別にみると、7割を65歳以上の高齢者が占めており、特に年齢が高くなるに従って著しく増加しています。

当消防局における火災による死者数は、平成28年以降全国平均値、滋賀県平均値より優れた数値を記録しています。

項 目	全国 平均値	滋賀県 平均値	湖南広域消防局	
			令和2年	令和3年
火災による死者数	1.1 人/10 万人	0.7 人/10 万人	0.6 人/10 万人	0.6 人/10 万人

出火率

【人口1万人当たりの出火件数】

出火率は、地域における防火意識や放火対策など出火防止への取組みが反映された数値であるため、地域の防火安全性を総合的に判断する指標となります。

過去10年間においても、当消防局は全国平均値、滋賀県平均値より優れた数値記録しています。

当組合設立以降、人口は増加の一途を辿っていますが、火災件数に大きな増減は無く、「火災による死者の状況」・「出火率」とも低い数値を保っています。

項 目	全国 平均値	滋賀県 平均値	湖南広域消防局	
			令和2年	令和3年
人口1万人当たりの 出火件数	2.8 件/万人	2.6 件/万人	2.2 件/万人	2.5 件/万人

消防車の現場到着時間

【火災出動指令を受けてから消防車が現場に到着するまでの時間】

近年は、国道1号線や8号線等、主要幹線道路の慢性的な渋滞の発生等の理由により、遅延する傾向にあります。的確なルート選定や日常業務での調査による地水利の把握等により、現場到着時間の短縮を図っています。

項 目	全国 平均値	滋賀県 平均値	湖南広域消防局	
			令和2年	令和3年
消防車の現場到着時間	—	—	7 分 30 秒	7 分 49 秒

救急車の現場到着時間

【119番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでの時間】

全国平均値では、現場到着時間は延伸する傾向が続いています。

近年は、出同時における新型コロナウイルス感染防止対策、また管内における交通事情の変化により救急車の現場到着時間が遅延傾向にあります。

当消防局では、119番受信からの早期指令伝達と出動、的確なルート選定等により現場到着時間の短縮を図っています。

項 目	全国 平均値	滋賀県 平均値	湖南広域消防局	
			令和2年	令和3年
救急車の現場到着時間	9 分 24 秒	8 分 54 秒	7 分 30 秒	7 分 54 秒

救急車の病院到着時間

【119番通報を受けてから救急車が病院に到着するまでの時間】

全国平均値では、30分以上60分未満が60%を超え、最も多くなっています。

現場到着時間と同様に、出動時における新型コロナウイルス感染防止対策、また管内における交通事情の変化により救急車の現場到着時間が遅延傾向にあります。

当消防局では、救急シミュレーション訓練等の継続的な隊員教育により、迅速かつ的確な判断力を養い、現場滞在時間の短縮を図るとともに、搬送先医療機関の早期確定により、早期病院収容を行っています。

項 目	全国 平均値	滋賀県 平均値	湖南広域消防局	
			令和2年	令和3年
救急車の病院到着時間	42 分 48 秒	35 分 18 秒	28 分 30 秒	29 分 18 秒

救命率

【心原性による心肺停止者への処置後、1ヶ月以上生存された方の割合】

統計によると、一般市民により心肺蘇生が行われた場合の救命率は高くなる傾向にあり、一般市民による応急手当の実施は救命率向上のために非常に重要です。

当消防局における救命率は全国平均、滋賀平均を大きく上回る数値で推移しており、過去10年間で全国平均、滋賀県平均を下回ることはありませんでした。

項 目	全国 平均値	滋賀県 平均値	湖南広域消防局	
			令和2年	令和3年
救命率	11.1%	15.9%	45.7%	32.0%

重大な消防法令違反対象物是正率

【消防法令違反対象物における違反是正率】

重大な違反対象物※については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っています。

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置が義務付けられているにも関わらず、設置されていない防火対象物を「重大な消防法令違反対象物」と定義し、このうち「不特定多数の人が利用する防火対象物や火災が発生した場合に避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそれがある防火対象物※」については、市民の方に建物を安心して利用していただくために、その違反の内容を平成28年4月から公表することとしています。

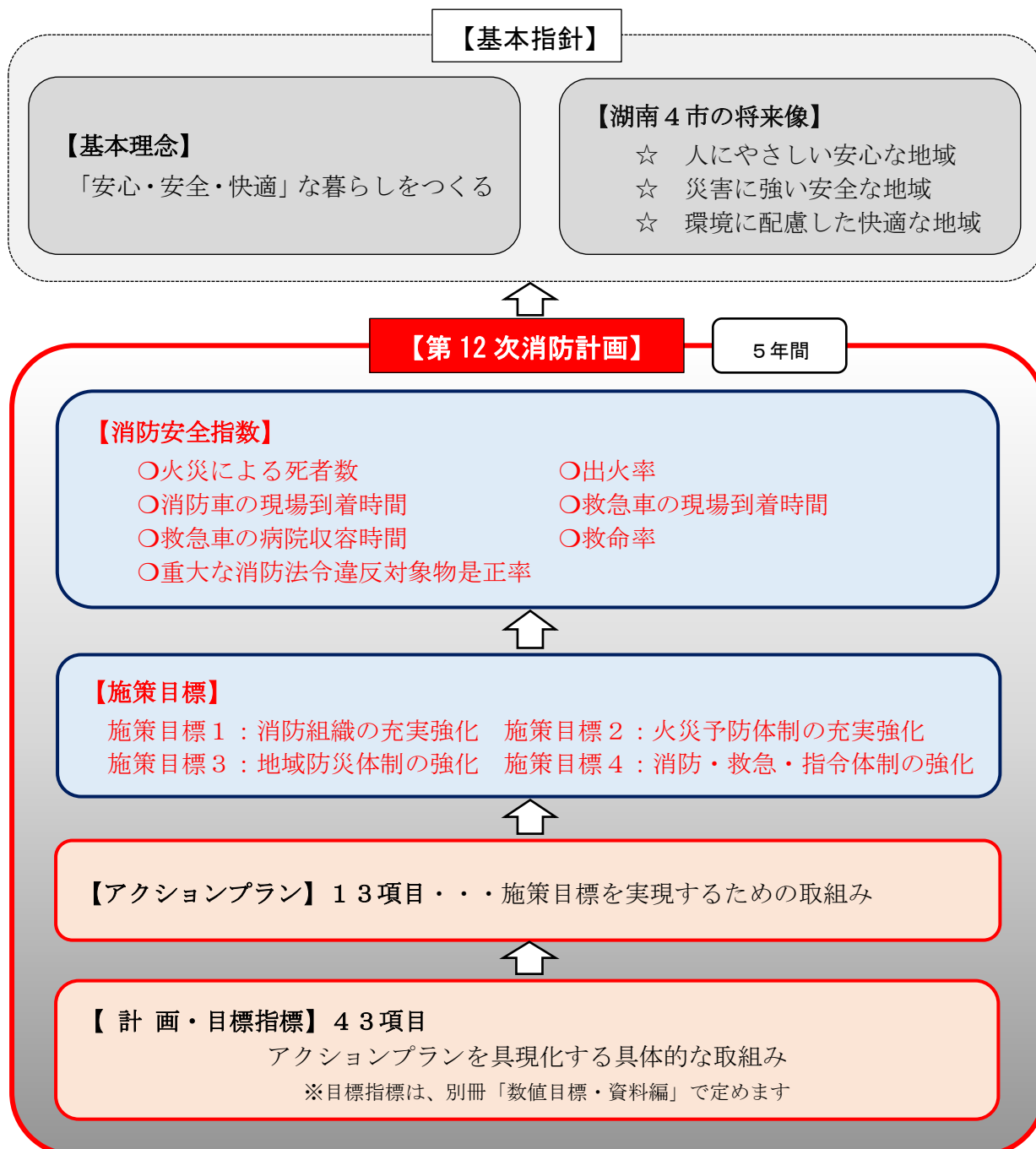
なお、公表制度の開始以降、年々違反件数が減少するとともに違反是正件数、違反是正率とも伸び、制度の効果が表れる結果となっており、全国平均是正率を大きく上回っています。

項 目	全国 平均値	滋賀県 平均値	湖南広域消防局	
			令和2年	令和3年
重大な消防法令違反 対象物是正率	44.4%	—	100%	77.8%

※特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の全部又は過半にわたって未設置の防火対象物をいう。

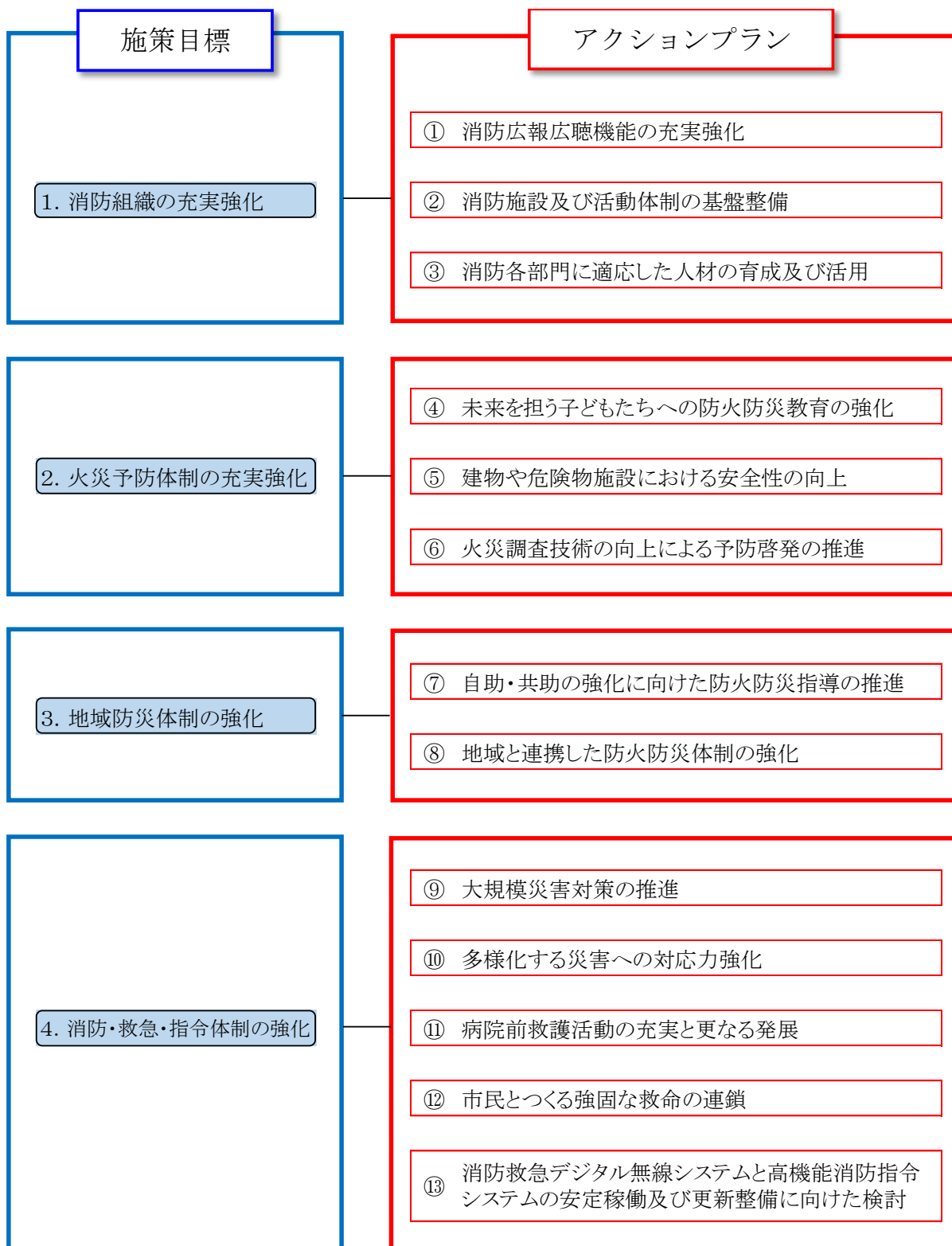
※消防法施行令別表第一に掲げる1項から4項、5項イ、6項、9項イ、16項イ、16の2項、16の3項

第12次消防計画では、湖南広域行政組合基本指針で示す「湖南4市の将来像」を実現するために、4つの施策目標を掲げています。この施策目標を達成するために、具体的な取組みとなる13のアクションプランを設定し、それぞれに行動指針と計画、目標指標を明確にし、各種施策を展開していきます。



アクションプランに設定した各計画を遂行するにあたり、各目標指標は職員個々の目標とリンクさせ、各々が達成に向けて取組むことで、アクションプラン、更には施策目標の達成につなげます。施策目標の達成は、消防の任務を数値化した「消防安全指数」の向上につながり、基本指針で示す「湖南4市の将来像」を実現するものです。

7 施策目標とアクションプラン



第2章 将来像の実現に向けた施策目標とアクションプラン

施策目標1 「消防組織の充実強化」

【アクションプラン① 消防広報広聴機能の充実強化】

施策概要
消防の実態や各種施策を正しく市民に伝え理解と協力を得るため、広報紙、ホームページ、マスメディア等を活用し、積極的に情報発信を行うとともに、市民の意見や要望の把握に努め、市民にわかりやすい消防行政を推進します。 なお、新型コロナウイルス感染症など新たな社会的脅威に対する、消防の有効な施策ツールとして、更なる活用の方法について検討を進めます。
行動指針
・事業等の遂行に際しては、職員一人一人が常に消防広報に繋げていく意識を持ち、ホームページの情報のタイムリーな更新や分かりやすさに努めるとともに、SNS等を活用した広報広聴体制を推進します。 ・市民からの情報へのアプローチを待つのみでなく、消防側からの積極的な働きかけを行います。 ・積極的に情報発信を行うとともに、訓練指導等の機会を捉えて、市民の意見や要望の把握に努め、より市民に親しまれる、わかりやすい消防広報を実施します。 ・ホームページのトップ画像等については、年間を通じてトピックスとなるような写真を定期的に更新するなど、より市民の目を惹きつけられるようなホームページを作成します。 ・ホームページやFacebook、YouTubeなどのデジタルコンテンツについては、市民に必要とされている情報をより多くタイムリーに掲載します。 ・消防音楽隊の派遣については、より消防広報を意識した内容とします。 ・消防音楽隊の活動については、他の施策目標のアクションプラン（広報事業）とタイアップした派遣演奏、また隊員の資質向上に向けて、市民との合同演奏やコラボレーションによる定期イベントを開催します。

指標1～4

数値目標・資料編
P 1～3

資料

数値目標・資料編
P 27・28

【アクションプラン② 消防施設及び活動体制の基盤整備】

第2章

施 策 概 要
定年延長を見込んだ人員管理計画を策定し、消防力の維持を図ります。 また、消防庁舎の長寿命化を目的に、計画的に改修を進めるとともに、出張所の2隊出動体制の構築及び救急隊の増隊を見込んだ人員管理と消防車両の更新整備を計画的に進めるなど、今後の消防需要を見極め、消防力の適正配置を進めます。
行 動 指 針
・ 消防力の増強に係る施策に関する増員及び定年延長を見込んだ職員の人員管理計画を策定します。 ・ 3消防署出張所の消防隊・救急隊の2隊運用体制を構築するとともに、北消防署の救急隊を1隊増隊し、消防力の増強を図ります。 ・ 主要消防車両更新整備計画に基づき、消防車両の更新整備を行います。 ・ (仮称)「消防力適正配置検討会」を設置し、タンク車やはしご車の小型化、車両台数や装備のあり方、出張所出動体制、人員配置等、管内情勢や財政事情を踏まえ検討し、結果を各整備計画に反映させます。 ・ 北消防署出張所については、関係所属や守山市と各種調整を進め、令和6年度末までに竣工します。 ・ 各消防庁舎については、維持管理を適切に行うとともに、庁舎の長期的な運用を図ることを目的として、組合公共施設等総合管理計画に基づき計画的に改修を進めます。 ・ 庁舎の改修にあたっては、職員間における様々な感染症への感染防止の観点から仮眠室の個室化を図るなど、多角的な視点から必要な措置を実施するとともに、東消防署出張所については、出張所2隊運用体制の構築を視野に庁舎にオートロック機能を付加します。

計 画

計画1	第12次消防計画期間中の人員計画							
	【人：年度】							
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
	退職者数	11	11	0	9	0	1	0
	出張所2隊運用 に係る増員	—	—	中出張所 6	—	北出張所 6	—	東出張所 6
	北消防署救急隊 増隊に係る増員	—	—	—	—	—	9	—
	〔施策に係る〕 人員増の合計	—	—	6 (6)	—	6 (12)	9 (21)	6 (27)
	採用人数	11	11	6	9	6	10	6
	条例定数	345	345	340	349	346	356	361
	総務部出向職員	14	13	13	13	13	13	13
計画2	消防局職員数	331	332	327	336	333	343	348
	再任用職員数	20	22	27	22	24	17	13
	総消防局職員数	351	354	354	358	357	360	361

※ 括弧内の数値は、施策に係る延べ増員数を表しています。

※ 再任用職員数は、過去3年の再任用率（60％）で算定しています。

湖南広域行政組合職員定数条例(平成10年4月1日条例第13号) 抜粋

第3条 職員の定数は、次のとおりとする。

(3) 消防本部および消防署の事務部局の職員 334人に各年度の定年退職者の数を加えた数

消防力の増強を目的に、各消防署出張所2隊運用に係る人員増（2人×3部×3出張所＝18人）及び北本署救急隊1隊増隊に係る人員増（3人×3部＝9人）を図ります。

なお、増強に係る年次計画については、下記計画2のとおりです。

資料

数値目標・資料編
P29・30

計画2	消防力の充実強化（各消防署出張所2隊運用及び北消防署救急隊増隊）					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	—	中出張所2隊	—	北出張所2隊	北署救急増隊	東出張所2隊

職員の適正配置や職員定数増等の対応により、3消防署出張所の2隊運用体制及び北消防署救急隊の増隊を図ります。

資料

数値目標・資料編
P31～38

計 画 3	主要消防車両の更新整備						
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	—	南タンク2	南タンク1			中タンク2	中タンク5
		東救急5 北救急1	南救急1		西救急2		東救急1
					北救急2 (増隊)		
		北救助1		南救助1			中救助1
			南はしご1 (オーバーホール)		中はしご1 北はしご1 (オーバーホール)		
	南化学1						

主要消防車両更新整備計画に基づき、消防車両の更新整備を行います。

なお、計画2の北消防署救急隊増隊に係る救急車の新規整備を含みます。

資料  数値目標・資料編
P 39・40

計 画 4	北消防署出張所の整備及び消防庁舎の改修					
	現状	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	北出張所 R4 設計	北出張所建設・解体 ※第 11 次消防計画の計画変更		東出張所 中規模改修	北消防署 中規模改修	総合庁舎 中規模改修

更新整備を進めてきた消防庁舎については、北消防署出張所の建設を以って完了となります。

なお、以降は組合公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化と効率的な運用を図ります。

資料  数値目標・資料編
P 43・44

【アクションプラン③ 消防各部門に適応した人材の育成及び活用】

施 策 概 要

大量退職期後の組織の若年化による組織力の低下を防止するため、研修による若手職員への知識・技術の伝承を行い、多様な業務を円滑かつ効率的に遂行できるバランスの取れた職員を育成します。

行 動 指 針

- ・全職員を対象に行うべき研修、階級や役職別にポイントを絞った専門研修等、内容を精査し、職員に真に必要なとされている知識や技術、素養等を見極め、より適正な研修を計画します。
- ・新たにWeb研修やDVD研修を実施するなど、より効率的で職員の意欲向上につながる研修について検討を行うとともに、若手職員を対象とした年間育成プログラムやe-ラーニング、アクティブラーニングの導入について調査、研究を進め、策定した研修プログラムに基づき、新たな到達目標を設定します。
- ・職務遂行に必要な知識・技能の習得を目的とした（仮称）湖南広域消防局専科教育プログラムを策定し、各分野における職場研修（OJT）により、多様な災害にも的確に対応できるよう組織力の向上を図ります。
- ・消防車両を安定的に運用し、適正な維持管理の徹底を図るために、車両整備士資格者を養成します。

計 画

計画	（仮称）湖南広域消防局専科教育プログラムの策定・実施					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	—	プロジェクト チーム結成 検討開始	プログラム 策定	試行運用	本格運用	

分野、経験年数等を加味した消防職員として必要な研修内容を、中・長期的な研修期間で設定したプログラムを構築し、実施します。

計画	車両整備士国家資格取得						【人数】
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	4	1	1	1	—	—	

消防車両を安定的に運用し、適正な維持管理の徹底を図るために、計画期間中に3人の車両整備士資格者を養成します。

指標5  数値目標・資料編 P3

施策目標2 「火災予防体制の充実強化」

▶▶▶▶▶ 【アクションプラン④】

未来を担う子どもたちへの防火防災教育の強化】

施策概要	
幼少年期における防火防災教育を強化することで、未来を担う子どもたちの将来における防火防災思想の普及を図ります。	
行動指針	
・ 幼児施設及び小学校の子ども達が自らの身は自らで守ることを学ぶため、当消防局独自の防火防災教育プログラム「9 Years Plan」を活用し、成長に合った防火防災教育を積み重ねていくことで、幼児施設や各小学校に防火防災意識を定着させるサポートを行います。 - また、小学校については、当消防局が保有する起震体験車「グラドン号」を活用し、よりリアルに体で感じる体験学習を盛り込み実施します。	

計画

資料


 数値目標・資料編
P45～47

計画	園児等（3年間）への防火防災教育実施数						【園：累計】
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	7	3 3	3 1	6 2 (3 1)	9 3 (3 1)	1 2 4 (3 1)	1 5 5 (3 1)

幼児施設の3年保育の間に、管内93園全てに対し実施します。

下段括弧内の数値は、当該年度の目標値を示しています。（以下同じ）

計画	小学校（6年間）への防火防災教育実施数						【校：累計】
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	8	3	1 9	3 8 (1 9)	5 7 (1 9)	7 6 (1 9)	9 5 (1 9)

2年間で全ての小学校（38校）に対し実施します。

低学年（1・2年生）、中学年（3・4年生）、高学年（5・6年生）のそれぞれ2年間のうちに防火防災教育を実施することで、幼児期と併せてプログラムのすべてを受講することとなります。

【アクションプラン⑤ 建物や危険物施設における安全性の向上】

施 策 概 要
立入検査を強化し、防火対象物における法令違反の是正を推進するとともに、火災予防広報の充実を図り、防火意識の更なる普及啓発を促進します。 また、老朽化した地下貯蔵タンクからの危険物の流出事故を防止するため、法令により流出事故防止対策が必要となる事業所等に対し、指導と対応を徹底します。
行 動 指 針
- 防火対象物及び危険物施設は、完成検査後の維持管理が適切になされないと、火災が発生した際に被害を拡大させてしまうことから、火災危険性や防火の取組状況に鑑み、法令遵守の状況が優良でない防火対象物や万が一火災が発生した場合の火災危険性が高いと考えられる防火対象物等、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物等への立入検査を計画的に実施し、防火管理体制の向上と火災等発生危険の排除を行います。 - 不特定多数の人が利用する防火対象物においては、火災が発生した際に人命に多大な被害を出すおそれがあるため、重大な消防法令違反となる屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の全部未設置違反を覚知した場合には、即時に違反処理に移行し、早期是正 100%を目指します。 - 危険物施設である地下タンク貯蔵所は、地盤面下に埋設されているため腐食や劣化等により危険物が流出した場合、目視では確認できず、流出が河川等に及ぶと環境汚染等の甚大な被害に繋がるおそれがあります。このことから、流出防止対策が必要な地下貯蔵タンクを有する事業所に必要となる期限までの的確な指導を行い、期限内に対策を完了させます。 - 立入検査で覚知した違反の傾向や近年の火災傾向等から、火災予防意識の普及啓発を目的に、ホームページやSNS（YouTube、Facebook 等）など様々な媒体を活用し、広報を実施します。

指標 6～8

数値目標・資料編
P4・5

資料

数値目標・資料編
P48～53

【アクションプラン⑥ 火災調査技術の向上による予防啓発の推進】

施策概要	
火災調査分析機器を有効に活用するとともに、火災調査員の調査能力の向上や分析機器の習熟度を図り、高度な火災原因調査を推進します。 また、火災調査結果等の公表や燃焼実験等の公開により、類似火災の予防啓発を推進します。	
行動指針	
・導入から10年が経過した火災調査分析機器を更新します。 ・火災調査員に対して専門研修を実施することで、現場見分能力、発掘技術及び鑑識技術の向上を図るとともに、各種分析機器を用いた調査技術の更なる高度化を図り、火災原因究明率を向上させます。 ・火災調査結果、鑑識結果、国等が発信する情報等に基づき、ホームページやSNS（YouTube、Facebook等）を活用した火災事例の公表や燃焼実験の公開を実施し、類似火災の予防啓発を推進します。	

計画

計画 9	火災調査分析機器の更新整備					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	—	X線透過装置	ガスクロマトグラフ	デジタルマイクロスコープ [°]	—	—

メーカーサポート期間（10年）の終了に伴い、更新整備し、高度な火災調査体制を維持します。

指標9・10 → 数値目標・資料編 P5・6

資料 → 数値目標・資料編 P41

施策目標3 「地域防災体制の強化」



【アクションプラン⑦

自助・共助の強化に向けた防火防災指導の推進】

施策概要
自主防災組織に対して実践的な防火防災指導を推進し、自主防災組織の災害対応能力を強化します。 また、住宅用火災警報器の維持管理啓発を推進します。
行動指針
・ 災害発生状況や社会情勢を分析し、年度ごとに「防火防災指導重点推進事項」を定め、自主防災組織に対する訓練指導等において、シナリオレス訓練や身体防護訓練等を取り入れた実践的な実動訓練を実施し、自主防災組織の災害即応能力の強化を図ります。 ・ 避難情報に関するガイドライン、放火対策、家具転倒防止、非常用備蓄品等の情報提供や防火防災に関する啓発を推進することにより各種災害による被害の軽減を図ります。 ・ 住宅用火災警報器の電池切れや機器の不具合による作動不良対策として、管内すべての自治会に対して点検や機器交換等の維持管理指導を実施します。

指標 11・12

数値目標・資料編
P 7

【アクションプラン⑧ 地域と連携した防火防災体制の強化】

第2章

施策概要
構成市及び消防団と連携した実動訓練を推進するとともに、消防団員を対象として、地域防災の核となる防火防災リーダーの育成・強化を推進します。 また、関係機関との合同訓練を実施し、連携体制の強化を図ります。
行動指針
- 防火防災リーダー認定者の指導力の強化を目的とした再講習を実施します。 - 防火防災リーダー講習会を開催し、新たな防火防災リーダーを養成します。 - 風水害や地震災害等の大規模災害を想定し、構成市災害対策本部等との連携訓練を実施します。 - 消防団との連携強化のため、基礎教育を行うとともに火災や地域の実情に応じた災害想定による実動訓練を実施します。 - 大規模災害や特殊災害に備え、警察機関・湖南防火保安協会・滋賀県建設業協会湖南支部と連携訓練を実施します。

計画

計画 10	防火防災リーダーの継続指導と新規育成					
	【認定者数：累計】					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	200	—	—	認定者 再講習	—	300 (50)

令和7年度に認定者の中から希望者を募り、再講習を実施します。また、新たに班長に任命された団員を対象に令和9年度に新規講習を実施します。

なお、現状200人の認定者数は、第11次消防計画期間中の令和4年度に250人とする計画です。
下段括弧内の数値は、当該年度の新規育成者数を示します。

指標 13・14



数値目標・資料編
P 8

施策目標4 「消防・救急・指令体制の強化」

【アクションプラン⑨ 大規模災害対策の推進】

施策概要	
大規模自然災害、特殊災害、多数傷病者救急等を想定した対応訓練を推進します。また、消防相互応援や緊急消防援助隊合同訓練を計画・実施又は訓練への参加により、広域的な消防活動能力の強化を図ります。	
行動指針	
・地震災害、台風や豪雨等の風水害、化学物質や放射性物質による特殊災害、多数傷病者救急事案等を想定した総合的な各種想定訓練を推進し、大規模災害対応能力の強化を図ります。 ・隣接する消防本部との連携訓練を計画・実施し、局所的な大規模災害に対する連携活動能力の強化を図ります。 ・県内、近畿地区、全国で開催される合同訓練に参画し、広域的な大規模災害に対する連携活動能力の強化を図ります。	

計 画

計画 11	大規模災害を想定した局内訓練の実施						【回数：累計】
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	2	3	6 (3)	9 (3)	12 (3)	15 (3)	

消防局訓練として実施する地震災害対応訓練、風水害対応訓練、特殊災害対応訓練、多数傷病者救急訓練、消防受援訓練等を計上するもので、年間3回の実施を目標とします。

下段括弧内の数値は、当該年度の目標値を示しています。(以下同じ)

計画 12	近隣消防本部との連携訓練の推進						【回数：累計】
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	0	2	4 (2)	6 (2)	8 (2)	10 (2)	

消防局が企画する大津市消防局、甲賀広域行政組合消防本部、東近江行政組合消防本部との連携訓練を計上するもので、年間2回の実施を目標とします。

計画 13	広域応援連携訓練への参画						【回数：累計】
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	1	3	6 (3)	9 (3)	12 (3)	15 (3)	

滋賀県内統一訓練、滋賀県防災総合訓練、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練、全国緊急消防援助隊合同訓練を計上するもので、年間3回の参画を目標とします。

【アクションプラン⑩ 多様化する災害への対応力強化】

施策概要
あらゆる災害に対応するために、各種資機材を適切に維持管理、更新するとともに、署内訓練、施設活用訓練及び専門部隊による専門的な教育訓練を推進します。また、消火活動体制及び活動能力の強化により、火災の延焼を抑制します。
行動指針
・多種多様な災害に対応できる高度な知識や高い技術を身につけた職員を養成するため、消火活動用資機材を整備し、専門部隊による高度な教育訓練を推進するとともに、実践的な訓練を計画的に実施し、迅速確実な消防活動を行える消防部隊を育成します。 ・配備から20年が経過する各種検知器、除染テント等の特殊災害対応資機材を更新整備します。 ・消防部隊の活動体制及び活動能力を強化することで、火災延焼率の抑制を図ります。

計画

計画 14	消防活動用資機材の新規整備及び更新整備					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	—	消火活動用 資機材（新規）	—	—	特殊災害対応 資機材（更新）	—

多種多様な災害への対応を想定し、消火活動用資機材を整備します。

また、配備から20年が経過する各種検知器、除染テント等の特殊災害対応資機材を更新整備します。

指標 15～17



数値目標・資料編
P 9・10

資料



数値目標・資料編
P 41

【アクションプラン⑪ 病院前救護活動の充実と更なる発展】

第2章

施策概要

病院前救護体制の担い手として、認定救急救命士の育成を含め隊員への教育を充実させ、救急の高度化に対応し住民サービスの向上を図ります。

行動指針

- ・救急車に救急救命士が常時2人搭乗する体制を維持し、上質な医療サービスを提供します。
- ・指導救命士を災害管制課も含め各署に1名ずつ配置できるよう、また、気管挿管や薬剤認定者救命士は、各隊最低1名搭乗を確保できるよう、継続的に養成し、質の高い教育体制の構築と、偏りのない医療サービスを提供します。
- ・救急支援活動で救急車より早く救急現場に到着した消防隊、救助隊が使用する初動救急資器材について、新たに救助隊に対して整備するとともに、配備している消防隊の初動救急資器材の更新整備を行います。
- ・救急救命士は救急活動のスキル向上が必須であり、日常的かつ継続的な教育を図るため署内で検証会や研究会、署長査閲訓練等を実施し、指導救命士による検証を行うことで、個人、隊のスキルの向上を図ります。

計画

計画 15	指導救命士の養成【人数：年】					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	0	3	3	3	3	3

各年度3人を養成します。

※ 指導救命士とは、5年以上の現場出動及び隊長経験を有し、専門教育を受け救急業務に対する助言指導を行う救急救命士をいう。

計画 16	気管挿管認定救急救命士の養成【人数：年】					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1	2	2	2	2	2

済生会滋賀県病院・淡海医療センター・県立総合病院の3病院において、各年度2人を養成します。

※ 認定救急救命士とは、気管挿管などの高度な救急救命処置を行うことができる救急救命士をいう。

計 画 17	救急資器材の新規整備及び更新整備					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	—	初動救急資器材		—	—	—
		新規整備 (3救助隊)	更新整備 (5消防隊)			
	—	訓練用資器材の更新整備			—	—
		訓練人形 27体 他	訓練人形 25体 他	訓練人形 25体 他		

救急支援活動で救急車より早く救急現場に到着した消防隊、救助隊が使用する初動救急資器材について、新たに救助隊に対して整備するとともに、配備している消防隊の初動救急資器材の更新整備を行います。

指標 18

数値目標・資料編
P 10

資料

数値目標・資料編
P 41

【アクションプラン⑫ 市民とつくる強固な救命の連鎖】

第2章

施策概要	
バイスタンダーを育成し、救急協力事業所、市民救急指導員など応急手当の普及啓発事業を推進し、市民とともに強固な救命の連鎖を作り上げていきます。	
行動指針	
- 救命の連鎖の基礎となるバイスタンダーを育成するために、継続して普通救命講習会等を実施します。 - 市民の救命リーダーとして市民救急指導員の新規養成、資格更新養成を実施し、市民が指導の中心となる講習会を実施します。 - AEDの設置や救命手当の協力が得られる体制の充実を図るため、救急協力事業所の登録を推進します。 - 救命の連鎖の一員として、命を助けることは、小さい頃から体験し慣れておくことが重要であるため、小学生（5、6年生対象）を対象に救急講習会の内容を構築し、救急講習会を行います。 - 救急搬送における軽症傷病者抑制への取り組みとして、救急車の適正利用等の軽症救急対策をメインとした救急広報を、様々な広報媒体を利用して実施します。	

計 画

計画 18	普通救命講習会等でのバイスタンダーの養成【人数：累計】					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	5,253	13,000	26,000 (13,000)	39,000 (13,000)	52,000 (13,000)	65,000 (13,000)

「1世帯につき1人のバイスタンダーがいる家庭」を意識し、管内の世帯数が約13万世帯であることから、最終指標値を10年で13万人として、年間1万3千人の育成を実施します。

下段括弧内の数値は、当該年度の目標値を示しています。（以下同じ）

計画 19	市民救急指導員の養成【人数】					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	210	200	200	200	200	200

毎年約15人前後が資格失効となっていることから、年15人程度の養成を目標とし、市民救急指導員数200人を維持するものとします。

計画 20	救急協力事業所表示制度の推進【登録数：累計】					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	103	110	125 (15)	140 (15)	155 (15)	170 (15)

毎年の新規登録所数15カ所（各署3ヶ所/年）を目標とし、救急協力事業所の新規登録事業所数を指標とします。

※ 救急協力事業所表示制度：AEDの設置と普通救命講習を修了した一定の従業員を有する事業所に対して、適切な応急手当ができる事業所として認める制度です。

指標 19・20

数値目標・資料編
P11



【アクションプラン⑬】

消防救急デジタル無線システムと高機能消防指令システムの安定稼働及び更新整備に向けた検討】

施策概要

現行の消防救急デジタル無線システム（以下「デジタル無線」という。）と高機能消防指令システム（以下「指令システム」という。）については、長期保守業務委託契約を締結し安定稼働に努めていますが、令和5年7月末には、保守業務契約が満了となるため、安定稼働の維持に向けた延命措置を講じる必要があります。

また、令和12年度には、導入からデジタル無線が17年、指令システムは14年を迎えることから、これ以上の延命措置は困難であるため、これまでの蓄積した経験を生かしながら、多角的な視点で次期デジタル無線及び次期指令システムの更新整備に向けた検討を行います。

行動指針

- ・ デジタル無線及び指令システムの保守について、再契約並びに延命措置に必要となる作業（機器の部分更新等）を実施します。
- ・ 次期デジタル無線及び指令システムについて、プロジェクトチームを結成し更新整備に向けた検討を行い、更新計画を策定します。
- ・ 次期デジタル無線及び指令システムの更新整備に必要な周辺環境等の準備（導入場所の確保等）について、検討を行います。

計画

資料


 数値目標・資料編
P54～57

計画 21	安定稼働の維持に向けた延命措置の対策						
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和12年度
	保守の再契約に向け検討中	保守契約 部分更新等	保守点検 安定稼働維持	→			

令和5年度において、デジタル無線及び指令システムの機器について、耐用年数等を考慮した部分更新と部品交換を実施し、令和12年度末まで安定稼働を維持します。

計画 22	次期デジタル無線及び次期指令システムの導入検討					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	—	—	—	プロジェクト チーム結成 検討開始	更新計画 策定	

プロジェクトチームで検討し策定した更新計画に基づき、デジタル無線及び指令システムの選定及び更新整備に向けた準備を進めます。

令和10年度：導入システム選定、実施設計

令和11年度～令和12年度：更新整備

令和13年度：次期デジタル無線及び次期指令システムの運用開始

計画 23	次期デジタル無線及び次期指令システムの更新整備に必要な周辺環境等の準備					
	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	—	—	—	検討開始	準備内容の検討 設置場所の検討	

令和11年度からの更新整備に向け、プロジェクトチームと連携し、設置場所の確保を含めた周辺環境の準備内容を検討し、対応を進めます。

令和11年度：実施設計（庁舎改修工事）

令和12年度：周辺工事（庁舎・電気等）

湖南広域行政組合運営指針

－実施計画－

【第 1 2 次消防計画】

令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度

湖南広域消防局総轄監理課

〒520-3024 滋賀県栗東市小柿三丁目 1 番 1 号

TEL:077-552-8823

FAX:077-552-0988

URL:<http://www.konan-kouiki.jp/>